

## 【談話】

安倍政権による教科書への介入や地方自治体に対する自衛官募集への協力強要を許さず、  
青年を戦場に送り出す9条改憲を阻止しよう

2019年3月13日

全日本教職員組合（全教）

書記長 小畑雅子

安倍首相は、1月30日衆院予算委員会で、「多くの教科書に、自衛隊の合憲性には議論がある旨の記述」があると述べるとともに、自衛隊の入隊募集について地方自治体の「6割以上が協力を拒否している」として、「自衛隊を憲法に明記することによって、そういう空気は大きく変わっていく」と発言し、改めて9条改憲をすすめる姿勢を示しました。9条に自衛隊を明記すれば、教科書の記述内容への介入が強まり、自衛隊への若者の個人情報の提供が地方自治体に義務付けられることとなる危険性があることを示しています。

現行の教科書では自衛隊を違憲と断定的に記述しているものではなく、政府見解にそった記述に加えて、「9条に反しているとの議論もある」などと記述しているのみです。安倍首相が、教科書の記述があたかも自衛隊を一面的に否定するものであるかのように描き出すことは事実にも反しています。9条改憲の口実に教科書の記述を持ち出し、「戦争する国」づくりのために教育を利用する意図を自ら明らかにしたものと云わざるを得ません。

また、自衛隊の入隊募集に関わっては、自衛隊法第97条は、地方自治体が「募集に関する事務の一部を行う」としていますが、同施行令第120条は、地方自治体に「資料の提出を求めることができる」としているのみで、そもそも自治体が応じる義務はありません。これまで政府は、「応えられないということであれば、いたし方ない」（石破元防衛庁長官）としていました。にもかかわらず、本人の同意なしに、住民基本台帳に記載された個人情報を、自衛隊に提供することは、個人情報保護やプライバシー権を保障する観点からも許されません。約5割の地方自治体が住民基本台帳の閲覧は認めていても、電子・紙媒体等での名簿提供に依拠していないのは当然です。自治体への協力強要は、自治体の自立性を侵すものであり、地方自治の否定と言えます。

もとより「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（2000年国連総会採択、2004年5月国会承認）は、18才未満の少年兵を禁じています。文科省・厚労省の「2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」では、「応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと」としています。中学生であれ、高校生であれ文書による募集は厚労省・文科省の通知で禁止されています。その趣旨からも、自衛隊への個人情報の提供を自治体に強要することは許されません。

この問題の背景には、安保法制制定後、海外での武力行使の危険性が高まるもとで自衛官への応募が募集数に満たない実態があります。そのため、「戦争する国」づくりに自治体まるごと協力させ、青年を戦場に駆り出そうとするものです。憲法に自衛隊が明記され、自治体の協力が強要されるなら、「徴兵制」にまでつながるのではないかとの危惧さえあります。

多くの自治体では、自衛隊への個人情報提供に対する市民ぐるみの反対運動が広がっています。全教は、教え子を再び戦場に送らない固い決意のもと、安倍政権による教科書の記述内容への介入や地方自治体に対する自衛官募集への協力の強要を許さず、9条改憲阻止に全力でとりくむ決意です。